

京都市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成20年2月22日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第71号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市都市公園条例の一部を改正する条例（平成19年12月21日京都市条例第39号）の施行期日は、平成20年3月26日とする。

（建設局水と緑環境部緑地管理課）